

基準日以外の期間に単位（定員以外の単価を除く）が変更となった場合の助成額の算出方法

別紙

算出方法：一月あたりの基準単価に、単位及び単位ごとの稼働月数を乗じて算出するものとする。

区分A：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所

区分B：認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所

【計算例】

●区分A

例②：介護老人福祉施設で4月から5月までは定員50人（Aとする）、6月から7月までは定員60人（Bとする）、8月から9月までは定員40人（Cとする）、令和5年7月における所得第1から第3段階までの平均利用人数が21人（Dとする）であった場合

→4～5月における所得第1から第3段階までの平均利用人数は $A \times D / B$ 、8月及び9月における所得第1から第3段階までの平均利用人数は $C \times D / B$ で算出する。

助成額：

・4～5月

1月あたりの助成額 = $\{ (50人 \times 21人 / 60人) \times 1,666円 \} + [\{ 50人 - (50人 \times 21人 / 60人) \} \times 833円] = 56,227円$

56,227円 \times 2か月 = 112,454円

・6～7月

1月あたりの助成額 = $(21人 \times 1,666円) + \{ (60人 - 21人) \times 833円 \} = 67,473円$

67,473円 \times 2か月 = 134,946円

・8～9月

1月あたりの助成額 = $\{ (40人 \times 21人 / 60人) \times 1,666円 \} + [\{ 40人 - (40人 \times 21人 / 60人) \} \times 833円] = 44,982円$

44,982円 \times 2か月 = 89,964円

・計

112,454円 + 134,946円 + 89,964円 = 337,364円

※100円未満切り捨てのため申請額は337,300円

●区分B

例①：通所介護事業所で4月から6月までは定員30人、7月から9月までは定員20人の場合

助成額： $(833円 \times 30人 \times 3か月) + (833円 \times 20人 \times 3か月) = 124,950円$ 改め 124,900円